

○矢掛町水車の里フルーツトピア条例

平成5年3月8日

条例第1号

改正 平成14年条例第29号

平成17年条例第7号

平成18年条例第22号

平成24年9月18日条例第19号

平成29年12月15日条例第17号

(目的及び設置)

第1条 農業と自然に触れ、学ぶとともに、伝統文化等の農村固有のふるさと資源を活用しつつ、フルーツ文化等に親しむ場を町民に提供することにより、町民の教養と文化の向上及び活力ある農業の振興と地域づくりに資するため、矢掛町水車の里フルーツトピア（以下「フルーツトピア」という。）を設置する。

(位置)

第2条 フルーツトピアの位置は、次のとおりとする。

矢掛町東三成3974番地20

(平18条例22・一部改正)

(事業)

第3条 フルーツトピアは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 町民の余暇の活用、教養及び文化の向上並びに健康の増進を図るために施設を利用させること。
- (2) 学童、都市住民等に対する農業の体験実習に関すること。
- (3) 果樹、園芸等の農業振興並びにその実用技術の開発及び普及に関すること。
- (4) 高齢者の技術経験を生かした農業技術、生産活動の伝承に関すること。
- (5) 農業特産物の振興及び特産品の開発に関すること。
- (6) 農村伝統民芸、民俗芸能等の伝承及び育成普及に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 フルーツトピアに次に掲げる施設を置く。

- (1) 本館・研修センター（以下「民芸施設」という。）
- (2) 農業体験実習館

- (3) 農園
- (4) お祭り広場
- (5) 多目的広場及び野外緑地広場
- (6) 生産物直売所
- (7) 駐車場
- (8) 青刈りわら乾燥施設
- (9) 水車施設
- (10) その他の関連施設

2 民芸施設に大研修室，資材保管庫，農産物処理加工室，ロビー，厨房，食事・休憩コーナー及び事務所を，農業体験実習館に実習室及び休憩室を置く。

(平14条例29・平17条例7・平18条例22・平29条例17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 施設の管理は，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 利用料の徴収に関する業務
- (5) 地場産品等の販売による産地直売施設運営業務
- (6) 施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (7) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか，施設の運営に関する事務のうち，町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 施設の指定管理者の指定の手続等については，矢掛町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成24年矢掛町条例第18号）の定めるところによる。

(利用の許可)

第8条 民芸施設，農業体験実習館及び水車施設を利用しようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。お祭り広場，多目的広

場及び野外緑地広場の全部又は一部を独占して利用しようとする者についても、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可にフルーツトピアの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(平17条例7・一部改正)

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号の1に該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上その利用を不相当と認めるとき。

- 2 指定管理者は、次の各号の1に該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) フルーツトピアの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第10条 フルーツトピア内において、業として写真又は映画を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料等)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める額の利用料を納付しなければならない。

- 2 利用者は、拡声装置その他の附属設備を利用するときは、別表第2に定める額の利用料を納付しなければならない。

- 3 前条第1項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、別表第3に定める額の利

用료를納付しなければならない。

- 4 利用者及び行為者（以下「利用者等」という。）は、特別に電気、ガス又は水道を利用したときは、前3項に規定する利用料のほか、別にその費用を負担しなければならない。

（利用料の納付）

第12条 利用者は、指定管理者に利用料（時間経過利用料を除く。）を、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

- 2 利用料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の町長の承認を受けて定める額とする。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合において、あらかじめ、利用料の額の家を作成し、町長に申請するものとする。

- 4 指定管理者は、前項により利用料を定めたときは、直ちに公表するとともに、施設において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（利用料の収入）

第13条 利用料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料の減免）

第14条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の返還）

第15条 指定管理者は、既納の利用料を返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（特別の設備の設置等）

第16条 利用者等は、特別の設備又は器具を設置し、又は利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第8条第2項及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。

（権利譲渡等の禁止）

第17条 利用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第18条 指定管理者は、利用者等が次の各号の1に該当するときは、第8条第1項、第10条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用若しくは第10条第1項の行為を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条第1項各号の1に該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号の1に該当するときは、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) フルーツトピアの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入園の制限等)

第19条 指定管理者は、次の各号の1に該当する者に対して、入園を拒絶し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物又は動物を携帯する者(身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。)など入園者の日常生活に必要なものを除く。)
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 第20条の規定に違反した者

(平17条例7・一部改正)

(行為の禁止)

第20条 何人も、フルーツトピア内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑となる騒音又は大声の発生、暴力その他の行為をすること。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失すること。
- (4) 竹木を伐採し、又は植物及び土石を採取すること。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (6) 所定の場所以外の場所にごみ、空缶その他汚物を捨てること。
- (7) 所定の場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、フルーツトピアの管理上支障がある行為

(平18条例22・一部改正)

(指定管理者の立入り等)

第21条 指定管理者は、フルーツピアの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第22条 利用者等は、施設の利用若しくは第10条第1項の行為を終了したとき、又は第8条第1項、第10条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消されたときは、直ちにフルーツピアを原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者等が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を取るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第23条 フルーツピア内の施設等、竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第24条 削除

(平18条例22)

(施行の細目)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第28号で平成5年8月1日から施行)

附 則 (平成14年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

(平17条例7・一部改正)

(1) 民芸施設の利用率

施設			利用率 (1室につき)						
名称	面積 m ²	定員 人	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間超過
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間につき
			円	円	円	円	円	円	円
大研修室	120	80	4,000	5,000	4,500	8,000	9,000	12,000	1,500
農産物処理加工室	48	40	円	円	円	円	円	円	円
工芸室	32		2,000	2,500	2,300	4,000	4,500	6,300	1,000
			円	円	円	円	円	円	円
小研修室	15	7	1,000	1,300	1,200	2,000	2,300	3,200	500
			円	円	円	円	円	円	円
農村ギャラリー	58	—	2,000	2,500	2,300	4,000	4,500	6,300	1,000

備考

- 1 農産物処理加工室及び工芸室を区分して利用する場合の利用率は、この表に規定する利用率の額の50パーセント相当額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合の利用率は、この表に規定する額の5倍の額とする。
- 3 時間超過利用率は、その利用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

(2) 農業体験実習館の利用率

施設	利用率 (1室につき)	
	基本料	時間超過利用率
実習室A (6畳)	3時間以内につき 1,000円	1時間につき 100円
実習室B (6畳)	3時間以内につき 1,000円	1時間につき 100円
実習室C (6畳)	3時間以内につき 1,000円	1時間につき 100円
休憩室 (6畳)	3時間以内につき 1,000円	1時間につき 100円

備考

時間超過利用率は、その利用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

(3) お祭り広場、野外緑地広場及び多目的広場の利用料

施設		利用日	利用料
名称	面積の概数 m ²		
お祭り広場	2,500	平日	1日につき 8,000円
		日曜日及び休日	1日につき 9,600円
野外緑地広場	5,360	平日	1日につき 1,000円
		日曜日及び休日	1日につき 1,200円
多目的広場	3,100	平日	1日1平方メートルにつき 4円
		日曜日及び休日	1日1平方メートルにつき 5円

備考

- 1 営利を目的として利用する場合の利用料は、この表に規定する額の5倍の額とする。
- 2 1日未満、1平方メートル未満の端数は、それぞれ、1日及び1平方メートルとして計算する。
- 3 この表において、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

(4) 水車施設の利用料

施設	基本利用料	時間超過利用料
水車	12時間まで 500円	1時間につき 45円

備考

- 1 時間超過利用料は、その利用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 2 水車の利用にあたっては、自ら水車施設を操作しなければならない。

別表第2（第11条関係）

附属設備	利用料
拡声装置	1式1回につき 1,000円
ビデオ装置	1式1回につき 1,000円

別表第3（第11条関係）

区分	利用料
業として写真（広告写真を	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日

除く) に撮影する場合	に関する法律第3条に規定する休日については、2,400円とする。
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円

備考

1日未満の端数は、1日として計算する。